海・浜におけるルール&マナー

しない

- →操業中の漁船や潜水漁周辺での遊走は、漁業者の迷惑となる ためやめる。
- →水上バイクは出入港エリアはもちろんのこと、漁港内での航行は行わない。
- →遊泳区域を表示するブイの100m以内には近づかない。また、 区域外に游泳者がいる場合も100m以内に近づかない。
- ➡徐行区域内では、事故防止のため、高速航行はやめる。
- ⇒漁業者が設置したブイ、マークや漁業用ブイ、旗を廻らない。
- →水上オートバイ、ウインドサーフィン等は水を持参するか自宅で 洗浄すること。
- →砂浜での危険防止及び砂浜保護のため、決められた場所以外でのレジャー車輛の乗入れ、マリンレジャー機材等の揚げ降ろしはしない。
- →1日を越える長期駐車や1台で複数の駐車スペースを占用する 駐車はしない。
- ⇒たき火、直火焚のバーベキューは行わない。
- →海岸線でのキャンプは行わない。

注意する

- ⇒方向転換は周りを十分確認してから行う。
- ⇒漁業者の迷惑となるため、操業中の漁船には近づかない。
- →生簀の魚が排気音で驚き、網に衝突したりして死ぬ原因となる ため、生簀には近づかない。

守る

⇒無免許、ライフジャケットの未着用、船検手帳有効期間切れ、 飲酒の場合には航行してはいけない。

安心・安全な館山の海水浴場の 確保に関する条例

海水浴場での禁止行為

- 1遊泳区域内への水上オートバイなどの乗り入れ
- 2 遊泳区域付近での 水上オートバイなどの高速航行
- 3 酩酊 (深酔い) 状態での遊泳
- 4 遊泳区域内で動物を泳がせること
- 5砂浜への車両駐車 6 たき火・バーベキュー
- 7入れ墨の露出 8ごみの投棄
- 9 もり・水中銃などの携行・使用 など
- 10 駐車場の複数区画利用 など

『観光立市』を標榜する館山市では、「青い海・この恵まれた郷土を愛し、・・」と『館山市民憲章』に謳われています。

ひとたび海や浜に目を向けてみると、34.3キロの長い海岸線を有した館山湾は、夏季には海水浴場として地域内外より多くの海水浴客が訪れる場所であり、また、年間を通したマリンスポーツの適地として、さらには、"サンゴ"や"ウミホタル"の生息域として、多様性に満ちた貴重な海洋資源を有する『海のまち』です。

この恵まれた資源である"海"を生かしながら、多くの 来訪者で出会いと交流の場が形成されることにより、交流 人口の拡大や館山湾を起点とした南房総地域への観光ネットワークの構築を目指しています。

また、漁業者、マリンレジャー愛好者、近隣住民、海水浴客など、様々な利用形態が交錯する中で、海・浜における事故やトラブルを未然に防ぐには、ルールを遵守してはじめて自由な利用ができます。

そこで、館山市では、漁業関係者の操業活動等を適切に確保するためにも、館山における海・浜を利用するみなさまに、「安心」かつ「安全」に楽しんでいただけるよう、『安全で快適な海浜空間の創出を図る』ための一つの手段として、海・浜における共存・共栄のための"共通ルール"を掲げた『海・浜のルールブック〔第1弾〕』を策定し、これを地域内外に向けて強く情報発信していきたいと考えます。

〈協力機関〉

館山市漁業協同組合連合協議会/館山船形漁業協同組合/NPO館山外洋ヨットクラブ/NPOたてやま・海辺の鑑定団/館山海浜商業協同組合/海辺の遊び屋 8BAY/CAPESIDE SPORTS/TATEYAMA SURF CLUB/ワーキングチーム〔船形〜那古エリア内〕/地元選出市議会議員/NPO PW(パーソナルウォータークラフト)安全協会/スズキマリン〔富津市〕/海上保安庁 千葉海上保安部/千葉県館山水産事務所/千葉県南部漁港事務所/千葉県安房土木事務所/千葉県館山警察署/安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部/シーバード館山 (ルールブック作成時にで協力いただきました)

館山市

経済観光部観光みなと課

館山市館山1564番地-1 TEL 0470-28-5180

館山 TATEYAMA



館山海・浜のルールブック(鏡ヶ浦エリア)

館山の海や浜を利用される皆様へ



しない DON'T



この周辺での遊走は船 舶航行や操業の妨げと なり大変危険ですから やめましょう。



夜8時以降朝7時まで は砂浜や海でのエンジ ンの空ぶかしや航行は やめましょう。



夜10時以降は音の出 る花火や打上げ花火 はやめましょう。



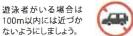
犬のリード(ひも)を外 すのはやめましょう。糞 を放置しないようにし ましょう。



この周辺は徐行区域と なっています。事故防 止のため高速航行は やめましょう。



他の人の設置したブ イ、マークや漁業用ブ イ、旗を廻らないよう にしましょう。



決められた場所以外で の砂浜への車両の乗り 入れはやめましょう。



貝類や海藻類をとるの はやめましょう。



切れた糸、針、鉛は必 ず持ち帰りましょう。



- ●桟橋の下を通り抜けるのはやめましょう。
- ●桟橋から海へ飛び込むのはやめましょう。

注意する CAUTION



操業中の漁船や潜水 漁の周辺には近づか ないようにしましょう。



生質には近づかない でください。



方向転換は周りを十 分確認してから行い ましょう。

まもる KEEP



海水浴場開設期間中は 海水浴場監視監および ライフセーバーの注意 を守りましょう。



海岸はきれいに使用 し、ごみは持ち帰るよう にしましょう。



無免許、ライフジャケッ 卜未糟用、船検手帳有 効期間切れ、飲酒の場 合には航行してはいけ ません。

届・連絡 REPORT COMMUNICATION



海上でイベントやレース等を行う時は 届出をしてください。

◆千葉海上保安部 館山分室 **20**0470-20-0118



漁業権の漁場区域にかかるイベントや レース等を行う時は最寄りの漁業組合 に事前に連絡してください。

◆館山 漁業協同組合 \$ 0470-27-2111



海・浜を利用するイベント等は届出を してください。

◆安房土木事務所 ☎0470-22-4341



水難事故等が発生した場合の連絡先

- ◆ 千葉海 上保安部 館山分室
- ☎0470-20-0118 ◆海の「もしも」は 118
- ◆安房郡市消防本部 119
- ◆館山警察署 ☎ 0470-23-0110

このルールに違反すると罰則を科せられることがあります



人が遊泳し、又は手こぎボートその他の小舟が回遊する水面において、みたりに、ヨット若しく はモーターボートその他の原動機を用いて推進する舟艇又はこれらにけん引される物を縫 航し、急展開し、疾走させる等により、遊泳し、又は手こぎボートその他の小舟に乗っている者 に対し、危険を覚えさせるような行為は、千葉県条例で禁止されています。

違反した場合には罰則を科せられることがあります。

【公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する県条例 第10条】



漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害するような行為は、法律により 禁止されています。

違反した場合には罰則を科せられることがあります。 【漁業法第143条】

